

# 栃木市農業経営基盤強化促進基本構想

(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想)

令和 5 年 10 月

栃 木 市



# 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	効率的かつ安定的な農業経営体のモデル類型とその基本的指標	5
第2の2	新規就農者が目標とすべき農業経営の基本的指標	11
第3	地域農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施 に関する事項	16
第4	効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	17
1	効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標 .....	17
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	17
第5	効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項	18
1	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する推進方針	18
I	地域計画の実現に資する事業に関する事項	18
II	利用権設定等促進事業に関する事項	19
III	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	24
IV	農業協同組合及び農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他 の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	27

V	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	28
VI	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	28
VII	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	29
2	地域計画（人・農地プラン）との一体的な運用に関する事項	29
3	経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項	29
第6	その他	30
別紙1		31
別紙2		32

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 栃木市農業の方向

本市は、栃木県の南部に位置し、南北に東北自動車道と東武鉄道、東西に北関東自動車道と JR 両毛線が走り、東京から約 1 時間というアクセスの良さと相まって、人とモノの多様な交流が可能な恵まれた条件を有している。

地勢的には、市域の北部から北西部にかけて中山間地域、東部から南部にかけて関東平野に連なる比較的平坦な土地が広がり、東部に思川、中央部に巴波川、赤津川、永野川、西部に三杉川、南部に渡良瀬川が流れ、南端にはラムサール条約登録湿地である渡良瀬遊水地を有している。

本市の気候は、太平洋側の気候に属しているが、寒暖の差が大きい内陸型気候の特徴を有している。そのため、夏は南からの湿った風の影響でしばしば猛暑日となり、雷が多発して局地的に激しい雨や突風をもたらすことがある。冬は、北西からの強い季節風により乾燥した冬晴れの日が多く、放射冷却により低温になるものの、積雪は少ない。

このような条件の中、本市においては、米麦の二毛作を中心として、いちご、トマト、にらなどの施設園芸、ぶどう、なしなどの果樹、肉用牛、豚などの畜産と、これらを組み合わせた複合的な農業経営が行われ、地域経済を支える重要な産業として発展してきた。しかし近年は、食の多様化による米の消費の減少に加え、グローバル化の進展による安価な外国産農産物との競合により農業経営が圧迫され、農業従事者の減少と高齢化が進んでいる。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大や欧州における紛争は、農産物の消費動向に大きな変容をもたらすとともに、サプライチェーンの混乱や物価高騰が農業経営に深刻な影響を与え、食料とその生産資材を海外に依存することの危うさを浮き彫りにした。また、自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限規制（いわゆる 2024 年問題）は、農産物の輸送や流通に影響を及ぼす可能性がある。

このような中、本市の農業を成長産業としていくためには、地理的、地勢的な優位性を最大限に活用して農業生産の振興を図りつつ、時代やニーズの変化に合わせて生産構造をアップデートし、次の世代に確実に継承していくことが重要である。そして、その実現に向けては、ニーズの変化に迅速かつ的確に対応できる産地づくりや、先端技術を活用した省力的かつ効率的な生産体系の確立に取り組むとともに、農業経営に意欲的な若者をはじめ、多様な形で農業に関わる人材の確保・育成を図っていくことが必要である。特に、地域農業を支える担い手については、引き続き積極的に認定農業者の確保・育成を図っていくとともに、自らの創意工夫により付加価値の向上や経営の高度化などに取り組む経営体を育成していくことが重要である。

更に、農業従事者の高齢化や後継者不足に対しては、地域計画（策定前においては、実質化された人・農地プラン）の内容を踏まえ、集落営農の組織化や担い手の広域連携、企業の農業参入、さらには農業団体等による新たな農業生産法人の設立など、地域農業を持続的に支える仕組みづくりを推進することに加え、農地の集積・集約や先端技術の活用による農作業の省力化・効率化の推進が必要不可欠である。併せて、農地の遊休化を防止し、農村

の環境を適切に維持していくためには、非農家を含む地域ぐるみで農地を維持管理していく仕組みづくりが重要である。

## 2 具体的施策の方向

地域農業の10年後を見通し、目指すべき農業構造を明確化するとともに、育成すべき農業経営体の目標を定め、それらの実現に向けて各種施策を展開する。このとき、効率的かつ安定的な農業経営体だけでは農業生産の相当部分を担うことが困難な場合もあることに加え、農村地域が特定少数の経営体（農家）に収束された場合、地域コミュニティの維持・発展は望めないことから、持続性の視点を加味し、地域農業を構成する多様な経営の姿を合わせて示す。

### (1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

#### ア 目標とする農業経営体

農業を魅力とやりがいのある職業とするため、育成する農業経営体の姿を「農業者の創意と工夫により、地域の他産業従事者と同水準の労働時間と生涯所得が確保できる農業経営体」とし、目標を次のとおり定める。

主たる従事者 1人あたり	
年間総労働時間	2,000時間
年間農業所得	580万円

#### イ 目標とする農業経営体を確保・育成するための取組

アで目標とする農業経営体が、本市における農業生産の相当部分を担うことができる農業構造を確立するため、その確保と育成にあたっては、認定農業者の確保・育成、女性の農業経営への参画、集落営農の組織化などの取組を重点的に行い、それらの実効性を上げるため、次の取組を推進する。

- ・ 目標とする農業経営体を確保・育成するための活動の強化
- ・ 目標とする農業経営体へ育成していくための支援措置の充実と重点化
- ・ 家族経営協定の締結や、農業経営改善計画の共同申請の促進  
(経営への女性農業者の参画の促進)
- ・ 農用地利用調整活動の強化
- ・ 農地中間管理機構の活用促進
- ・ 農用地利用集積のための支援措置の充実
- ・ 経営改善の取組をサポートする体制づくり

### (2) 地域農業を広域でサポートする体制の整備

高齢化等の進展により、担い手等の確保が困難となる地域では、将来にわたって地域農

業を維持し発展させていくため、地域農業を広域でサポートする体制（とちぎ広域営農システム）を整備し、以下の取組を進める。

ア 集落営農の組織化と連携・再編の推進

担い手の高齢化が進んでいる地域では、集落営農の組織化を進めるとともに、組織間の連携や合併等の再編、及び隣接地域の担い手との連携を進め、広域で営農活動を展開する組織等を育成する。

イ 広域的に農業を営む法人等の設立や企業の農業参入の促進

担い手の確保が見込めない地域においては、地域における話し合いに基づき、農業団体等による農業生産法人の設立や企業の農業参入を進める。

ウ 非農家の参加の促進

ア、イと合わせ、地域ぐるみで担い手をサポートする仕組みを構築するため、農業の多面的機能に対する地域住民の意識と理解を高めながら、農地や水路の維持管理活動への参加を促す。

(3) 新たに農業を営もうとする青年等（新規就農者）の確保・育成に関する目標

ア 新規就農の現状と新規就農者の確保に向けた目標

地域農業を将来にわたって安定的に維持・継承していくためには、担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、本市における新規就農者の確保・育成に関する目標は次のとおりとし、特に女性農業者の確保・育成を推進する。

新規就農者の確保・育成に関する目標 年間15人（うち青年新規就農者12人）
--

イ 新規就農者の労働時間・農業所得に関する数値目標

育成する農業経営体の姿を、「農業経営開始から5年以内に、他産業従事者と同水準の年間総労働時間で、生計が成り立つ最低限度の年間農業所得の達成を目指す農業経営体」とし、目標を次のとおり定める。

新規就農者の主たる従事者1人あたり
年間総労働時間 2,000時間
年間農業所得 200万円

ウ 新規就農者の確保・育成に向けた本市の取組

新規就農者を確保・育成していくためには、相談、就農、定着の各段階に応じて適切な支援を行っていくことが重要である。そのため、就農希望者に対しては、関係機関や協力農家等との連携の下、農業に関する情報の発信や就農相談会を行うほか、農地の権利の取得や栽培・経営に関する知識・技術の習得、経営の改善に向けた指導

等、イに掲げる目標を達成し、効率的かつ安定的な農業経営体へと誘導していくために必要な支援を行う。

また、今後の農業の発展、地域経済の活性化のためには、生活者の視点や多彩な能力を持つ女性農業者が力を発揮していけるようにすることが必要であることから、関係機関等と連携し、固定的な役割分担意識の変革を促す取組やロールモデルとなる女性農業者の情報発信を行うとともに、認定農業者の経営改善計画申請の際の共同申請やスマート農業等による身体的負荷軽減の取組を推進し、女性が就業しやすい環境の整備を進める。

#### (4) 経営体育成の方向

本市における地勢、地理、気象等の特性及び本市の農業に向けられているニーズを勘案し、主に次の経営類型の経営体を育成する。

- ・米麦二毛作に大豆等を組み合わせた土地利用型単一経営
- ・土地利用型作物と露地野菜等園芸作物を組み合わせた準単一複合経営及び複合経営
- ・稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営
- ・肥育・飼養単一経営（畜産）に自給飼料の生産を組み合わせた準単一複合経営

このほか、上記の経営の合理化に資するものとして、次の事柄に取り組む。

- ・副次的な経営部門の主要作業を受託する営農集団等の組織化と育成
- ・集落営農の組織化とその法人化に向けた育成
- ・家畜排せつ物の管理の適正化とその利活用の促進を図る耕畜連携の推進



## 第2 効率的かつ安定的な農業経営体のモデル類型とその基本的指標

効率的かつ安定的な農業経営体を目指し、第1の2の(1)に示した目標を達成するためのモデルとして、本市における主要な経営類型とその指標を次のとおり示す。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No.1 水稲 ＋ 麦 ＋ 大豆	〈作付面積等〉 水稲 10.0ha 麦 8.0ha 大豆 8.0ha  〈経営面積〉 18.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(50、70PS) 各1台 ・田植機(6条植) 1台 ・自脱型コンバイン(6条刈) 1台 ・シーダー(麦・大豆) 各1台 ・大豆用コンバイン 1台 ・水稲・麦の乾燥調整は RC 利用 〈その他〉 ・麦は水稲裏作、大豆は水田転作 ・作付の団地化(大豆輪作) ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく水稲生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No.2 水稲 ＋ 麦 ＋ 夏秋なす	〈作付面積等〉 水稲 10.0ha 麦 8.0ha 夏秋なす 0.4ha  〈経営面積〉 10.4ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30、50PS) 各1台 ・田植機(6条植) 1台 ・自脱型コンバイン(4条刈) 1台 ・水稲・麦の乾燥調整は RC 利用 〈その他〉 ・夏秋なすは水稲転作、麦は水稲裏作 ・作付の団地化(なす輪作) ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく水稲生産 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No.3 ねぎ ＋ 水稲	〈作付面積等〉 ねぎ 4.0ha 水稲 6.0ha  〈経営面積〉 10.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30、50PS) 各1台 ・田植機(6条植) 1台 ・自脱型コンバイン(4条刈) 1台 ・水稲の乾燥調整は RC 利用 ・ねぎ皮むき機、根葉切機、掘取機 1式 〈その他〉 ・ねぎは水田転作	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・作付の団地化 (ねぎ輪作)</li> <li>・スマート農業技術の導入による生産性向上</li> <li>・生産性向上に向けたねぎ機械化体系の導入</li> <li>・作付参考値に基づく水稻生産</li> <li>・雇用労働力の活用</li> </ul>		
No.4 いちご (施設)	〈作付面積等〉 いちご 0.4ha  〈経営面積〉  0.4ha	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(30PS) 1台</li> <li>・畝上げ機 1台</li> <li>・土壌消毒機 1台</li> <li>・保冷库 2坪</li> <li>・園芸用パイプハウス4,000㎡ (自動換気装置、炭酸ガス発生装置、電照設備、暖房機)</li> <li>・夜冷施設、空中採苗施設一式〈その他〉</li> <li>・出荷規格の簡素化</li> <li>・スマート農業技術導入による生産性の向上</li> <li>・雇用労働力の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記及び青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</li> <li>・適切な労務管理の実施</li> </ul>
No.5 トマト (施設)	〈作付面積等〉 トマト(冬春) 0.55ha  〈経営面積〉  0.55ha	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター (30PS) 1台</li> <li>・低コスト耐候性ハウス 5,500㎡ (灌水装置、暖房機、環境制御装置) 〈その他〉</li> <li>・スマート農業技術導入による生産性の向上</li> <li>・雇用労働力の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記及び青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</li> <li>・適切な労務管理の実施</li> </ul>
No.6 きゅうり (施設)	〈作付面積等〉 きゅうり 0.45ha  〈経営面積〉  0.45ha	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター (30PS) 1台</li> <li>・園芸用パイプハウス 2,000㎡</li> <li>・低コスト耐候性ハウス 2,500㎡ (灌水装置、暖房機、環境制御装置) 〈その他〉</li> <li>・スマート農業技術導入による生産性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記及び青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</li> </ul>
No.7 にら	〈作付面積等〉 にら 0.7ha (収穫面積) 〈経営面積〉 1.4ha (作付面積)	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター (30PS) 1台</li> <li>・移植機 1台</li> <li>・にら袴取機 1台</li> <li>・にら結束機 1台</li> <li>・保冷库 2坪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記及び青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</li> <li>・適切な労務管理の実施</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・園芸用パイプハウス14,000 m<sup>2</sup></li> <li>〈その他〉</li> <li>・雇用労働力の活用</li> </ul>		
No.8 水稲 + 露地野菜	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稲 10.0ha 露地野菜 4.0ha ※ たまねぎ、キャベツ、レタス、にんじん、さつまいも等</p> <p>〈経営面積〉 14.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター (30、50PS) 各1台</li> <li>・田植機 (6条植) 1台</li> <li>・自脱型コンバイン (4条刈) 1台</li> <li>・水稲の乾燥調整はRC利用</li> <li>・露地野菜栽培用機械 一式</li> <li>〈その他〉</li> <li>・年間労働時間の均平化</li> <li>・スマート農業技術導入による生産性向上と機械化体系の導入による労働時間短縮</li> <li>・作付参考値に基づく水稲生産</li> <li>・雇用労働力の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記及び青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</li> <li>・適切な労務管理の実施</li> </ul>
No.9 なし	<p>〈作付面積等〉 なし 1.7ha</p> <p>〈経営面積〉 1.7ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(35PS) 1台</li> <li>・スピードスプレーヤー 1台</li> <li>・ロータリーモア 1台</li> <li>・乗用草刈機 1台</li> <li>・堆肥盤 1基</li> <li>・保冷库 1坪</li> <li>・果樹棚、多目的防災網・網棚、防霜ファン 各1.7ha</li> <li>〈その他〉</li> <li>・老木樹の改植と早期成園化技術の導入</li> <li>・晩生品種の導入による作期分散と生産性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記及び青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</li> </ul>
No.10 ぶどう	<p>〈作付面積等〉 ぶどう 1.0ha</p> <p>〈経営面積〉 1.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(30PS) 1台</li> <li>・スピードスプレーヤー 1台</li> <li>・ハンマーナイフモア 1台</li> <li>・循環扇 40台</li> <li>・果樹棚 1ha</li> <li>パイプハウス、灌水施設 各6,000m<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記及び青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</li> </ul>
No.11 花卉 (切花)	<p>〈作付面積等〉 切花 0.4ha</p> <p>〈経営面積〉 0.4ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター (30PS) 1台</li> <li>・蒸気消毒機 1台</li> <li>・選花機 1台</li> <li>・保冷库 2坪</li> <li>・栽培用低コスト耐候性ハウス (保温カーテン1層、シェ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記及び青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</li> </ul>

		<p>ード1層、循環扇、自動薬剤散布装置、温風暖房機、電照装置、環境制御装置) 4,000㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親株用低コスト耐候性ハウス 400㎡</li> <li>〈その他〉</li> <li>・スマート農業技術導入による生産性向上</li> </ul>		
No.1 2 花卉 (鉢物)	<p>〈作付面積等〉 鉢物 0.3ha (シクラメン等)</p> <p>〈経営面積〉 0.3ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター (20PS) 1台</li> <li>・フロントローダー 1台</li> <li>・蒸気消毒機 1台</li> <li>・低コスト耐候性ハウス (保温カーテン2層、循環扇、栽培用ベンチ、温風暖房機、環境制御装置) 3,000㎡</li> <li>〈その他〉</li> <li>・スマート農業技術導入による生産性向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記及び青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</li> </ul>
No. 1 3 水 稻 + 花 卉 (切花)	<p>〈作付面積等〉 切花 0.25ha (トルコギキョウ等)</p> <p>水稲 6.0ha</p> <p>〈経営面積〉 6.25ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト耐候性ハウス (保温カーテン2層、循環扇、温風暖房機、環境制御装置) 2,500㎡</li> <li>・トラクター (30、50PS) 各1台</li> <li>・田植機 (6条植) 1台</li> <li>・自脱型コンバイン (4条刈) 1台</li> <li>・水稲の乾燥調整はRC利用</li> <li>〈その他〉</li> <li>・スマート農業技術導入による生産性向上</li> <li>・作付参考値に基づく水稲生産</li> <li>・雇用労働力の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記及び青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</li> <li>・適正な労務管理の実施</li> </ul>
No.1 4 酪農	<p>〈飼養頭数等〉 経産牛 30頭 育成牛 8頭 飼料作物 10ha</p> <p>〈経営規模〉 経産牛 30頭</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎 (バーンクリーナー方式) 400㎡</li> <li>・パイプラインミルクカー 一式</li> <li>・バルククーラー 1台</li> <li>・トラクター (50、80PS) 各1台</li> <li>・モアコンディショナー、ボトムプラウ、ブームスプレーヤー、ラッピングマシン等自給飼料生産機械一式 各1/4台 (共同利用)</li> <li>・経産牛 30頭</li> <li>・堆肥舎 1基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記及び青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の実施、給料制、ヘルパーの活用による休日制の導入</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・尿溜 1基 〈その他〉</li> <li>・コスト削減による経営安定を図るため、自給飼料の生産と飼料生産機械の共同利用を行う</li> </ul>		
No.1 5 肉専用種肥育	〈飼養頭数等〉 肥育牛 80頭 出荷肉牛 48頭	〈資本装備〉 ・牛舎 800㎡ ・トラクター(50PS) 1台 ・テッダー、レーキ、ロールペーラー等 稲わら/牧草収集用機械 一式 ・堆肥舎 1棟 〈その他〉 ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲わらの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記及び青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</li> </ul>
No.1 6 交雑種肥育	〈飼養頭数等〉 肥育牛 350頭 出荷肉牛 200頭	〈資本装備〉 ・牛舎 2,100㎡ ・トラクター (50PS) 1台 ・ローダー 1台 ・ロールペーラー 1台 ・堆肥舎 1棟 〈その他〉 ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲わらの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記及び青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</li> </ul>
No.1 7 養豚	〈飼養頭数等〉 繁殖豚 = 80頭 出荷肉豚 = 1,778頭	〈資本装備〉 ・トラクター (50PS) 1台 ・ローダー 1台 ・種雄豚 5頭 ・母豚 80頭 ・自動給餌器 1式 ・種豚舎 220㎡ ・妊娠豚舎 120㎡ ・分娩豚舎 270㎡ ・子豚舎 130㎡ ・肥育豚舎 600㎡ ・ふん尿処理施設 1基	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記及び青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</li> </ul>
No. 1 8 みずな	〈作付面積等〉 みずな 0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 5,000㎡ ・トラクター(25PS) 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記の活用</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定に基づく給料制、休日の導入</li> <li>・臨時雇用の導入</li> </ul>

No. 19 しいたけ + 水稲	〈作付面積等〉 しいたけホダ木 10,000本 水稲 7.0ha 〈経営面積〉 7.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(34、40PS) 各1台 ・田植機(5条植) 1台 ・自脱型コンバイン(4条刈) 1台 ・乾燥機(30、70石) 各1台またはRC利用 ・ほだ場、水槽、保冷施設	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日の導入 ・臨時雇用の導入
---------------------------	--	---	----------------------	----------------------------------

- (注) 1 個別経営体に係る指標の前提条件として、労働力構成は標準的な家族経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1～2人とした。また、保有労働時間を上回った場合は、雇用労働力の導入を考慮した。
- 2 水稲、麦及び大豆の作付けが小面積の場合は、土地利用型の経営体等に作業を委託することとし、経営類型には加えないこととした。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方 式	農業従事の態様等
No.20 水稲 + 麦 + 大豆	〈作付面積等〉 水稲 25.0ha 麦 20.0ha 大豆 20.0ha 〈経営面積〉 45.0ha その他作業受託	〈資本装備〉 ・トラクター(60PS) 3台 ・田植機(8条植) 2台 ・自脱型コンバイン(6条刈) 2台 ・ブームスプレーヤー 2台 ・フォークリフト 1台 ・水稲・麦の乾燥調整はRC利用 ・麦用シーダー 2台 ・大豆用シーダー 3台 ・大豆用コンバイン 2台 ・色彩選別機 1台 〈その他〉 ・麦は水稲裏作、大豆は水田転作 ・作付の団地化(大豆輪作) ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく水稲生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せ農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。
- 2 組織経営体の主たる従事者は3人とした。

## 第2の2 新規就農者が目標とすべき農業経営の基本的指標

新規就農者が第1の2の(3)に示した目標を達成するためのモデルとして、本市における主要な経営類型とその指標を次のとおり示す。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 1 水 稲 + 麦 + 大 豆	〈作付面積等〉 水稲 3.0ha 麦 2.0ha 大豆 2.0ha  〈経営面積〉 5.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) 1台 ・田植機(4条植) 1台 ・自脱型コンバイン(3条刈) 1台 ・シーダー(麦・大豆) 各1台 ・大豆用コンバイン 1台 ・水稲の乾燥調整はRC利用 〈その他〉 ・麦は水稲裏作、大豆は水田転作 ・作付の団地化等(大豆輪作) ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく水稲生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No. 2 いちご (施設)	〈作付面積等〉 いちご 0.15ha  〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) 1台 ・畝上げ機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・保冷庫 1坪 ・園芸用パイプハウス 1,500㎡ (自動換気装置、炭酸ガス発生装置、電照設備、暖房機) ・夜冷施設、空中採苗施設一式 〈その他〉 ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施 ・臨時雇用の導入
No. 3 夏秋なす	〈作付面積等〉 なす 0.25ha  〈経営面積〉 0.25ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) 1台 ・支柱用パイプ ・動力噴霧機 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入

No. 4 トマト (施設)	〈作付面積等〉 トマト 0.2ha  〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) 1台 ・低コスト耐候性ハウス 2,000㎡ (灌水装置、暖房機、環境制御装置) 〈その他〉 ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 5 きゅうり (施設)	〈作付面積等〉 きゅうり 0.25ha  〈経営面積〉 0.25ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) 1台 ・園芸用パイプハウス 1,000㎡ ・低コスト耐候性ハウス 1,500㎡ (灌水装置、暖房機、環境制御装置) 〈その他〉 ・スマート農業技術導入による生産性の向上	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No. 6 にら (施設)	〈作付面積等〉 にら 0.3ha (収穫面積)  〈経営面積〉 0.6ha (作付面積)	〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) 1台 ・移植機 1台 ・にら袴取機 1台 ・にら結束機 1台 ・保冷库 2坪 ・園芸用パイプハウス 6,000㎡ 〈その他〉 ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 7 水稲 + 露地野菜	〈作付面積等〉 水稲 3.0ha 露地野菜 1.0ha ※たまねぎ、キャベツ、レタス、にんじん、さつまいも等  〈経営面積〉 4.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) 1台 ・田植機(4条植) 1台 ・自脱型コンバイン(3条刈) 1台 ・水稲の乾燥調整はRC利用 ・露地野菜栽培用機械 一式 〈その他〉 ・年間労働時間の均平化 ・スマート農業技術導入による生産性向上と機械化体系の導入による労働時間短縮 ・作付参考値に基づく水稲生産 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 8 ねぎ	〈作付面積等〉 秋冬ねぎ 0.5ha 夏ねぎ 0.2ha  〈経営面積〉 0.7ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) 1台 ・管理機 1台 ・ねぎ皮むき機、根葉切機、掘取機 一式 ・動力噴霧機 1台	・複式簿記及び青色申告の実施	・労働力2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入



<p>No. 9 なし</p>	<p>〈作付面積等〉 なし 1.0ha  〈経営面積〉 1.0ha</p>	<p>〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) 1台 ・スピードスプレーヤー 1台 ・ロータリーモア 1台 ・乗用草刈機 1台 ・堆肥盤 1基 ・保冷库 1坪 ・果樹棚、多目的防災網・網棚、 防霜ファン 各1.0ha 〈その他〉 ・老木樹の改植と早期成園化技術 の導入 ・晩生品種の導入による作期分散 と生産性の向上</p>	<p>・複式簿記 及び青色 申告の実 施</p>	<p>・家族経営協定 の実施、給料 制、休日制の 導入</p>
<p>No. 1 0 ぶどう</p>	<p>〈作付面積等〉 ぶどう 0.4ha  〈経営面積〉 0.4ha</p>	<p>〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) 1台 ・スピードスプレーヤー 1台 ・ロータリーモア 1台 ・循環扇 15台 ・果樹棚 0.4ha ・パイプハウス、灌水施設 各2,400㎡</p>	<p>・複式簿記 及び青色 申告の実 施</p>	<p>・家族経営協定 の実施、給料 制、休日制の 導入</p>
<p>No. 1 1 花卉 (切花)</p>	<p>〈作付面積等〉 切花 0.2ha  〈経営面積〉 0.2ha</p>	<p>〈資本装備〉 ・トラクター(30PS) 1台 ・蒸気消毒機 1台 ・選花機 1台 ・保冷库 1坪 ・栽培用低コスト耐候性ハウス (保温カーテン1層、シェード 1層、循環扇、自動薬剤散布装 置、温風暖房機、電照装置、環 境制御装置) 2,000㎡ ・親株用低コスト耐候性ハウス 200㎡ 〈その他〉 ・スマート農業技術導入による生 産性向上</p>	<p>・複式簿記 及び青色 申告の実 施</p>	<p>・家族経営協定 の実施、給料 制、休日制の 導入</p>
<p>No. 1 2 花卉 (鉢物)</p>	<p>〈作付面積等〉 鉢物 0.15ha (シクラメン等)  〈経営面積〉 0.15ha</p>	<p>〈資本装備〉 ・トラクター(20PS) 1台 ・フロントローダー 1台 ・蒸気消毒機 1台 ・低コスト耐候性ハウス(保温カ ーテン/シェード、循環扇、栽 培用ベンチ、温風暖房機、環境 制御装置) 1,500㎡ 〈その他〉 ・スマート農業技術導入による生 産性向上</p>	<p>・複式簿記 及び青色 申告の実 施</p>	<p>・家族経営協定 の実施、給料 制、休日制の 導入</p>

No. 1 3 水 稻 + 花 卉 (トルコギキョウ)	〈作付面積等〉 花卉 0.1ha (トルコギキョウ) 水稲 3.0ha  〈経営面積〉 3.1ha	〈資本装備〉 ・低コスト耐候性ハウス（保温カーテン/シェード、循環扇、温風暖房機、環境制御装置） 1,000㎡ ・トラクター(30PS) 1台 ・田植機（4条植） 1台 ・自脱型コンバイン(3条刈) 1台 ・水稲の乾燥調整はRC利用 〈その他〉 ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく水稲生産 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No. 1 4 酪農	〈飼養頭数等〉 経産牛 20頭 育成牛 5頭 飼料作物 5.0ha  〈経営規模〉 経産牛 20頭	〈資本装備〉 ・牛舎(バーンクリーナー方式) 300㎡ ・パイプラインミルクカー 一式 ・バルククーラー 1台 ・トラクター (50、80PS) 各1台 ・モアコンディショナー、ボトムプラウ、ブームスプレーヤー、ラッピングマシーン等自給飼料生産機械一式 各1/4台（共同利用） ・経産牛 20頭 ・堆肥舎 1棟 ・尿溜 1基	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、ヘルパーの活用等による休日制の導入
No. 1 5 肉専用種肥育	〈飼養頭数等〉 肥育牛 40頭 出荷肉牛 24頭	〈資本装備〉 ・牛舎 400㎡ ・トラクター(50PS) 1台 ・テグダーレーキ、ロールベラー等 稲わら収集用機械 一式 ・堆肥舎 1基 〈その他〉 ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲わらの確保	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No. 1 6 交雑種肥育	〈飼養頭数等〉 肥育牛 180頭 出荷肉牛 103頭	〈資本装備〉 ・牛舎1,100㎡ ・トラクター (50PS) 1台 ・ローダー 1台 ・ロールベラー 1台 ・堆肥舎 1棟 〈その他〉 ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲わらの確保	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

No. 17 みずな	〈作付面積等〉 みずな 0.2ha  〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 ・ビニールハウス2,000㎡ ・トラクター(25PS) 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
No. 18 しいたけ + 水稲	〈作付面積等〉 しいたけホダ木 3,000本 水稲 3.0ha  〈経営面積〉 3.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(34PS)1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(4条刈) 1台 ・水稲の乾燥調整はRC利用または乾燥機(30石) 1台 ・ほだ場、水槽、保冷施設	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力2名 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入

(注) 1 個別経営体に係る指標の前提条件として、労働力構成は標準的な家族経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1～2人とした。また、保有労働時間を上回った場合は、雇用労働力の導入を考慮した。

2 水稲、麦及び大豆の作付けが小面積の場合は、土地利用型の経営体等に作業を委託することとし、経営類型には加えないこととした。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 19 水稲 + 麦 + 大豆	〈作付面積等〉 水稲 10.0ha 麦 5.0ha 大豆 5.0ha  〈経営面積〉 15.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(50PS) 3台 ・田植機(6条植) 1台 ・自脱型コンバイン(4条刈) 1台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・フォークリフト 1台 ・水稲・麦の乾燥調整はRC利用 ・麦用シーダー 1台 ・大豆用シーダー 1台 ・大豆コンバイン 1台 ・色彩選別機 1台 〈その他〉 ・麦は水稲裏作、大豆は水田転作 ・作付の団地化(大豆輪作) ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく水稲生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適正な労務管理の実施

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せ農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)である。

2 組織経営体の主たる従事者は3名とした。

### 第3 地域農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市は、第1の農業経営基盤の強化の促進に関する目標に沿って地域農業を担う者の確保・育成を進めるため、次の取組を進める。

##### (1) 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備

市は、とちぎ農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）及び関係機関等と連携し、地域農業の中核的な担い手等による農業経営の高度化の取組や新規就農希望者への支援等を実施する。

##### (2) 地域農業を持続的に支える仕組みづくり

高齢化などにより農家が減少する中、地域農業の中核的な担い手への農地集積を進めるとともに、営農活動を広域的に展開する農業生産法人など新たな担い手の確保・育成を進める。また、これらと並行して、地域住民が多様な形で農業や農村における活動に関わっていく仕組みづくりを進める。

##### (3) 意欲ある人材の参入促進

市は、支援センターや関係機関等と連携し、産地や地域が主体となって新規参入者を受け入れる体制づくりを進めるとともに、農業を学ぶ機会の充実を図り、市内で農業に取り組む多様な人材の確保・育成を進める。

#### 2 支援センター及び関係機関等との情報共有

市は、就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成を図るために必要な情報を収集し、支援センター及び関係機関等と共有するよう努める。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### 1 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標

将来の「望ましい農業構造の姿」として、効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農用地の利用集積にあたっては、これらの経営体への集約化を推進し、その目標値は、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標
おおむね80%

(注) 集積目標には、基幹的農作業（水稲については、耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営体への農地の集積・集約化の推進にあたっては、地域、農業者団体、関係機関等が相互に協力・連携し、地域計画の策定（策定前においては、実質化された人・農地プラン）やその実現に向けた取組を通じて、担い手間の調整やほ場整備等耕作条件改善の事業を行うとともに、農地中間管理事業の活用を軸として、分散錯圃の解消、農用地の連担化、及び団地面積の増加を図る。

また、担い手が不足する地域においては、地域ぐるみで農用地の確保・有効利用を図るため、遊休農地の発生防止・解消に有効な事業の活用や地域外からの担い手の呼び込み、出資型農業生産法人の設立、企業参入を進めるための取組その他多様な主体の参画による地域農業を支える仕組みづくりを進める。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項

### 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する推進方針

効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、第4の1に掲げる農用地の利用の集積に関する目標を達成するため、支援センター、市担い手育成総合支援協議会、及び関係機関・団体との連携のもと、各地域における地域計画の策定（策定前には、実質化された人・農地プラン）やその実現に向けた取組を支援しつつ、次の事業を推進する。

- ・ 地域計画（策定前には、実質化された人・農地プラン）の実現に資する事業
- ・ 農地中間管理事業ほか担い手への農地の集積・集約化に資する事業
- ・ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ・ 農作業の受委託を促進する事業
- ・ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ・ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

### I 地域計画の実現に資する事業に関する事項

#### (1) 協議の場の設置とその参加者

地域計画の実現に向けては、農地の持続的かつ適切な保全の取組が地域の生活環境の維持に寄与するものであることを念頭に置き、地域内で営農している農業者や農地の受け手をはじめ、農地の出し手や非農家を含む地域住民及び関係機関等が協議に参加するよう努める。また、地域計画の策定及び見直しにあたっては、農業者、関係機関、及び公募委員等で構成する協議の場を設け、地域の実情を反映したものとなるよう配慮する。

#### (2) 協議の場の開催時期

(1)に例示した者が可能な限り多く参加できるよう、地域の実情を踏まえて設定する。

#### (3) 協議の場の情報提供の方法

協議の場への参加を促すとともに、協議内容についての周知・認識の共有を図るため、市の広報媒体への掲載に加え、自治会等の地域組織や関係機関にも協力を依頼し、情報提供を行っていく。

#### (4) 相談窓口

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うため、市又は農協、農業委員会等に窓口を設置する。

#### (5) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農地等の区域については、これまでの人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することを基本とする。その上で、様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず、農地として維持することが困難な農地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

#### (6) 地域計画の策定の進め方

地域計画を実効性のあるものとするためには、農業者を中心とした地域住民が、地域の

課題について話し合い、認識を共有し、解決に向けて自ら行動することが重要であることから、その策定にあたり、市は、農業委員、農地利用最適化推進委員その他の関係者・機関と密に連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまでの進捗管理及び話し合いに関する助言を適切に行う。また、策定後は、耕作権限等が地域計画を踏まえて適切に設定されていることを確認するとともに、地域における状況の変化を反映するため、協議の場を活用して定期的に見直しを行う。

## II 利用権設定等促進事業に関する事項（地域計画策定までの経過措置に限る。）

### （1）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定める。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用しての耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等、特別な事情がある場合を除き、農地移転適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えて

いるときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができる。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1項に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定める。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定するものである場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げるものを除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成を資するようにする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限る。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおり。

## （2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の依存期間（又は残存期間）の基準、賃借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに



移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおり。

### （３）開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

### （４）農用地利用集積計画の策定期間

① 市は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農地利用集積計画を定める。

② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

### （５）要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を

申し出ることができる。

- ④ 農地中間管理機構は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②から④の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定める。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定める。

なお⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定める。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
( (1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。 )
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残続期間）、借賃及びその支払い方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用しないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号、以下「規則」という。）第１６条の２各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- （ア）農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者
- （イ）原状回復の費用の負担者
- （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- （オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①の規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意
- 市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②の規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに該当土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。
- ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。
- (9) 公告
- 市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を市掲示板への掲示により公告する。
- (10) 公告の効果
- 市が、（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところにより利用権が設定（もしくは移転）又は、所有権が移転するものとする。
- (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定に係る土地を効果的に利用するように努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市掲示板への掲示により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

### III 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

### （3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する。

### （4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定める。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作業の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにする。

### （5）農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （4）①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市掲示

板への提示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定める。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、

当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めることに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施する。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の指導、助言を求めてきたときは、担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### Ⅳ 農業協同組合及び農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### （１）農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合及び農業公社、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定の移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### （２）農業協同組合及び農業公社による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合及び農業公社は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努める。

## V 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構等の事業を活用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## VI 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の2(2)に掲げる目標を計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

農業委員会、農業公社、農業振興事務所、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会の開催、市内での就農に向けた情報の提供や市内農業法人や先進農家等の下での研修の受入れを行う。

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つになるよう教育機関や教育委員会、栃木県農業士・女性農業士と連携しながら、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくるなど、各段階の取組を実施する。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

青少年クラブ協議会や農業者懇談会等の生産者団体との交流の機会を設け、支援体制を整備する。

また、地域計画に地域内の農業を担う者（地域計画策定前には、実質化された人・農地プランに中心となる経営体）として位置付けられるよう促すとともに、国の農業次世代人材投資事業や青年等就農資金等、県の新規就農関連事業、市の新規就農サポート事業等の支援策を効果的に活用しながら経営力を高め、更に安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の経営発展に向けた取組

新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、農業委員会、農業公社、農



業振興事務所、農業協同組合等と連携し、栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行う等、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導する。

## Ⅶ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、ⅠからⅤに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮する。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業公社、農業振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施となるよう、担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

## 2 地域計画（人・農地プラン）との一体的な運用に関する事項

地域計画に位置付けられた者（地域計画策定前にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体）は、地域農業の担い手として認知・期待されていることから、関係機関等と連携して経営の改善・発展に関するサポートを行い、認定農業者として位置づけられるよう指導・助言を行う。

## 3 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定農業者が、自らの農業経営改善計画に定めた目標を達成できるよう、関係機関・団体等が連携して指導・助言その他の支援を行うとともに、必要に応じて、中小企業診断士等の専門家の活用を推進する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

### 附則

1. この基本構想は、平成26年2月 6日から施行する。
2. この基本構想は、平成26年9月30日から適用する。
3. この基本構想は、令和 3年12月15日から適用する。
4. この基本構想は、令和 5年10月 1日から適用する。

## 別紙1（第5の1のIの（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用地施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第5の1のIの（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用する利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間又は残存期間	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定める。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定める。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定める。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払う。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことによりその他の場合は、賃貸人の住所に持参する。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行する。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定める。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受けるものが当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき栃木市が認定した額をその費やした金額または増価額とする旨を定める。</p>

II 混牧林地又は農業施設用地（開発して農業施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る）の策定又は移転を受ける場合

①存続期間又は残存期間	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適切な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決算方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当っては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替える。	Iの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算出する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。</p>